

熱海市積立基金条例をここに公布する。

平成29年3月21日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第1号

熱海市積立基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、基金の設置、管理及び処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基金 地方自治法第241条第1項に規定する基金をいう。
- (2) 積立基金 特定の目的のために資金を積み立てるための基金をいう。

(設置等)

第3条 積立基金の名称、設置目的、積立額及び処分目的は、別表に定めるとおりとする。

(管理)

第4条 積立基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 積立基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 積立基金の運用から生ずる収益は、その属する会計の毎会計年度の歳入歳出予算に計上して、その基金に編入し、又はその基金の目的とする事業の経費に充てることができる。

(繰替運用等)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて積立基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 積立基金は、別表設置目的の欄に掲げる目的を達成するためであって、かつ、同表処分目的の欄に掲げる目的に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定による処分をするときは、その属する会計の歳入歳出予算の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熱海市新庁舎建設基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(1) 熱海市新庁舎建設基金条例（平成19年熱海市条例第3号）

(2) 熱海市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例（昭和39年熱海市条例第14号）

(3) 熱海市文化振興基金条例（平成7年熱海市条例第2号）

(4) 熱海市営住宅敷金管理基金条例（昭和45年熱海市条例第3号）

(5) 熱海市観光振興基金条例（昭和46年熱海市条例第17号）

(6) 熱海市財政調整基金条例（昭和55年熱海市条例第13号）

(7) 熱海市減債基金条例（平成2年熱海市条例第8号）

(8) 熱海市環境衛生施設等整備基金条例（平成2年熱海市条例第7号）

(9) 熱海市交通遺児福祉事業基金条例（平成元年熱海市条例第4号）

(10) 熱海市地域福祉基金条例（平成4年熱海市条例第2号）

(11) 熱海市水道施設整備基金条例（平成2年熱海市条例第2号）

(12) 熱海市職員退職手当基金条例（昭和52年熱海市条例第26号）

(13) 熱海市介護保険給付費準備基金条例（平成13年熱海市条例第5号）

(旧条例による基金に属する現金等の引継ぎ)

3 この条例の施行の際、次の表の左欄に掲げる旧条例による同表の中欄に掲げる基金に属していた現金、有価証券その他の財産（以下「現金等」という。）は、同表の右欄に掲げるこの条例による基金に属する現金等として引き継ぐものとする。

旧条例	旧基金	新基金
熱海市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例	熱海市国民健康保険保険給付等支払準備基金	熱海市国民健康保険給付等支払準備基金
熱海市文化振興基金条例	熱海市文化振興基金	熱海市文化振興基金
熱海市営住宅敷金管理基金	熱海市営住宅敷金管理基金	熱海市営住宅敷金管理基金

条例		
熱海市観光振興基金条例	熱海市観光振興基金	熱海市観光振興基金
熱海市財政調整基金条例	熱海市財政調整基金	熱海市財政調整基金
熱海市減債基金条例	熱海市減債基金	熱海市減債基金
熱海市環境衛生施設等整備基金条例	熱海市環境衛生施設等整備基金	熱海市環境衛生施設等整備基金
熱海市交通遺児福祉事業基金条例	熱海市交通遺児福祉事業基金	熱海市交通遺児福祉事業基金
熱海市地域福祉基金条例	熱海市地域福祉基金	熱海市地域福祉基金
熱海市職員退職手当基金条例	熱海市職員退職手当基金	熱海市職員退職手当基金
熱海市介護保険給付費準備基金条例	熱海市介護保険給付費準備基金	熱海市介護保険給付費準備基金

(熱海市営住宅条例の一部改正)

4 熱海市営住宅条例（平成9年熱海市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「熱海市営住宅敷金管理基金条例（昭和45年熱海市条例第3号）」を「熱海市積立基金条例（平成29年熱海市条例第 号）」に改め、同条第2項を削る。

別表（第3条関係）

積立基金

名称	設置目的	積立額	処分目的
熱海市 財政調整基金	年度間における財源調整を行うことにより、市財政の健全な運営に資するための資金に充てるため	1 一般会計歳入歳出予算で定める額 2 毎会計年度において一般会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金から当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除した額の2分の1を下らない額	1 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるため 2 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるため 3 緊急に実施することが必要となった大規模

			<p>な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため</p> <p>4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるため</p>
熱海市減債基金	市債の償還の資金に充てることにより、市財政の健全な運営に資するための資金に充てるため	一般会計歳入歳出予算で定める額	<p>1 経済事情の変動等により財源が不足する場合において、市債の償還の財源に充てるため</p> <p>2 市債の償還の額が他の年度に比べて多額となる年度において、市債の償還の財源に充てるため</p> <p>3 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるため</p> <p>4 市債のうち、地方税の減収の補てん又は財源対策のため地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第1項に定める協議を経て発行されたものの償還の財源に充てるため</p>
熱海市職員退職手当基金	熱海市職員（地方自治法第204条第1項に規定する職員をいう。）の退職により、退職手当の財源に不足を生じたときの資金に充てるため	<p>1 毎年4月1日現在で職員給料月額合計額に1,000分の45を乗じて得た額に12月を乗じて得た額</p> <p>2 毎会計年度予算に計上した給与費に不用額が生ずることが明らかになったときは、その範囲内において一般会</p>	<p>職員の非違によることなく勸奨等を受けて退職した職員に支給すべき退職手当の額が、当該年度著しく多額であり、かつ、その財源の確保が困難であるときに充てるため</p>

		計歳入歳出予算で定める額	
熱海市 環境衛生施設等整備基金	環境衛生施設の整備、管理及び運営の資金に充てるため	一般会計歳入歳出予算で定める額	1 ごみ及びし尿処理施設の整備の財源に充てるため 2 下水道施設の整備、管理及び運営の財源に充てるため
熱海市 庁舎等建設基金	庁舎等(第1庁舎、第2庁舎、第3庁舎、南熱海支所、泉支所、消防本部及び消防署の庁舎、消防署南熱海出張所並びに消防署泉分遣所をいう。)を建設するための資金に充てるため	一般会計歳入歳出予算で定める額	設置目的を達成するための財源に充てるため
熱海市 国民健康保険給付等支払準備基金	国民健康保険の療養の給付、療養費及び高額療養費の支給、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金の納付並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付に要する費用の支払について、天災その他特別の事情によりその支払に不足を生じた場合の資金に充てるため	1 国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定める額 2 当該年度及びその直前の2年度において行った保険給付等に要した費用の額(保険給付等に関し、被保険者が負担した一部負担金の額を除く。)の1年度当たりの平均額の100分の20に相当する額に達するまで、毎会計年度において国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金から、その平均年額の100分の2以上に相当する額(剰余金はその平均年額の100分の2に達しないときは、その全額)	1 医療費等が急激に上昇し、その支払いに不足を生じたときに充てるため 2 災害により、財源に不足を生じたときに充てるため 3 その他市長が特に必要と認めるときに充てるため
熱海市 営住宅	市営住宅の入居者の共同の利便となる施設の建設	一般会計歳入歳出予算で定める額	設置目的を達成するための財源に充てるため

敷金管理基金	又は管理に要する経費の資金に充てるため		
熱海市観光振興基金	観光都市としてふさわしい観光施設の整備及び観光施策の推進を図る資金に充てるため	一般会計歳入歳出予算で定める額	設置目的を達成するための財源に充てるため
熱海市地域福祉基金	高齢者、障害者及び児童の福祉の向上を目的とする地域福祉事業の資金に充てるため	一般会計歳入歳出予算で定める額	設置目的を達成するための財源に充てるため
熱海市介護保険給付費準備基金	介護保険事業の運営期間における財政収支の均衡を図るとともに、介護保険財政の健全な運営の資金に充てるため	1 介護保険事業特別会計歳入歳出予算で定める額 2 毎会計年度において介護保険事業特別会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金（保険給付費等に見合う介護保険事業歳入歳出の決算剰余金）が生じた場合のその額	介護保険事業に要する経費（介護保険の事務に要する経費を除く。）に充てるため
熱海市交通遺児福祉事業基金	交通遺児の福祉の向上に資するための資金に充てるため	1 一般会計歳入歳出予算で定める額 2 毎会計年度において交通遺児福祉事業に対する寄附金が収入された場合のその額	設置目的を達成するための財源に充てるため
熱海市文化振興基金	文化の香り高いまちづくりに資するための文化財団の設立並びに文化施設の整備及び維持管理に要する資金に充てるため	一般会計歳入歳出予算で定める額	設置目的を達成するための財源に充てるため